令和2年度第1期 工事定期監查措置状況

		指 摘 件 名	対象局・団体	措置状況
(1)重点項目 高所作業での墜落,転落,落下,飛 来物の危険対策 車両,機械器具等との接触,轢か れ,挟まれの危険対策	ア	高所作業車の作業計画	(一財)神戸すまいまちづくり 公社	措置済
高所作業での墜落, 転落, 落下, 飛 来物の危険対策	イ	擁壁上, 法面上での安全な作業	建設局	II
バリアフリー対策	ウ	公園利用者の安全な通行の確保	建設局	II
(2) 設計		建設廃棄物の運搬処分の条件明示と 経費の計上	港湾局	"

		意 見 件 名	対象局・団体	措置状況
重点項目 車両,機械器具等との接触,轢かれ,挟まれの危険対策	ア	クレーンの玉掛け作業の安全確保	建築住宅局 港湾局	措置済
施工	イ	法面保護工における施工境界部の法 勾配	建設局	"

(一財)神戸すまいまちづくり公社

(一財)神戸すまいまちつくり公社		
指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)重点項目		
高所作業での墜落、転落、落下、飛来物の危険対		
車両、機械器具等との接触、轢かれ、挟まれの危険		
対策		
ア 高所作業車の作業計画		措置済
本工事は西区における中学校の大規模改修その他	高所作業車を使用する場合に、労働安全	
の工事である。	衛生規則に基づき作業計画を策定しなけ	

労働安全衛生規則(以下「規則」という。)に基づき,高所作業車を用いて作業を行うときには,あらかじめ作業計画を定め,当該作業計画により作業を行わなければならない,とされている。

今回の工事では、校舎の改修工事に伴うグリーンネットの仮撤去、復旧作業について、高所作業車を使用しており、施工にあたっては、作業当日の朝礼及び危険予知活動の際に、作業を指揮する現場代理人と専門業者で「危険予知活動シート」を作成し、現場の関係業者に周知したうえで作業に臨んでいた、とのことであるが、規則に基づく作業計画(施工計画書)が策定されていなかった。

請負人が高所作業車を使用する場合に、法令に基づき適切な作業計画(施工計画書)を策定するよう、発注者として、例えば、関係法令のチェックリストを整備・活用して請負人を指導する、などの方法により法令遵守を徹底する取り組みを行うとともに、請負人から作業計画(施工計画書)の提出があったときは、発注者、請負人双方が、これに基づいて事前に作業手順や安全性を法令等に則して確認し、必要な安全対策等を講じるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。

((一財)神戸すまいまちづくり公社

施設整備部都市整備課)

[No.28 櫨谷中学校大規模改修その他工事]

局所作業単を使用する場合に、労働安全 衛生規則に基づき作業計画を策定しなけ ればならないことを、監督員が十分に認識 しておらず、請負人に対して策定すること を指導できなかったことが原因である。

再発防止のため高所作業車を使用する場合には、あらかじめ作業計画を策定するよう指導し、計画が提出されれば、請負人とともに、作業計画の作業手順や安全性を法令等に則して確認し、必要な安全対策等を講じた作業を行うよう指導を徹底していく。

具体的な取り組みとして、令和2年8月17,18,19日の3日に分けて課内説明会を実施し、労働安全衛生規則の確認、高所作業車作業計画書サンプルによる記載項目の確認、安全上注意しなければならない点の確認などを行った。また、7月1日に請負人に対して作業計画策定徹底の指導を行った。

今後は、工事着手時の現場打合せ資料に おいて、高所作業車等使用時の作業計画策 定の徹底について特記することで、万一、監 督員が失念していた場合でも、気づく仕組 みとした。

なお、これらの取組みを広く周知するため、令和3年1月に開催予定の「神戸市建築技術管理委員会設計工事分科会」にて報告を行う。

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)重点項目		
高所作業での墜落、転落、落下、飛来物の危険対策		
イ 擁壁上、法面上での安全な作業		
本工事は、須磨区の公園における法面の災害復旧	高所作業時における危険防止対策につい	措置済
工事である。	ての理解不足が原因である。	
「労働安全衛生規則」では,高さが 2m 以上の箇所	再発防止に向け、令和2年9月8日に所	
で作業を行う場合において、墜落により労働者に危	内の総括監督員、主任監督員も含めた公園	
険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けること	緑地関係職員会議において、施工計画書等	
が困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落	の安全作業に関する記載内容を十分に確認	
制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険	し、確実に実施されるよう、請負人への監督	
を防止するための措置を講じなければならないとさ	指導の徹底を周知した。具体策として、初回	
れている。	打合せ時に、施工計画書等の記載例を受注	
しかし,本工事では,高さが2m以上の擁壁上及び	者に提示することとした。くわえて、当該工	
法面上での一部作業において,墜落制止用器具の使	事の請負人に対しては9月9日に安全管理	
用等,労働者の危険を防止するための措置が行われ	の徹底について指導を行った。また、9月17	
ていなかった。	日の所内会議、及び9月24日の各事務所の	
発注者として、法令に基づく作業計画や施工計画	公園緑地担当職員が出席する事務所連絡会	
書が提出された際には、安全作業に関する記載内容	議において、指摘事項の報告及び安全管理	
を、例えばチェックリストの活用や他の方法を検討	の徹底について周知を行った。	
するなどにより確認のうえ、労働災害の防止を図る		
よう、安全管理の徹底について請負人を指導するべ		
きである。		
(建設局西部建設事務所)		
[No 5 須磨浦公園災害復旧工事]		

殖

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 重点項目		
パリアフリー対策		
ウ 公園利用者の安全な通行の確保		
本工事は、東灘区における公園施設の改修工事で	マニュアルに対する理解不足が原因であ	措置済
ある。	る。	
国の「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」	路面から 200 cmまでの空間に突出物がな	
や兵庫県の「福祉のまちづくり条例施行規則」等を	いようにするため、令和2年11月25日に	
踏まえ作成された「神戸市バリアフリー公園整備マ	現通路部分を芝生植栽地にするとともに、	
ニュアル」(以下「マニュアル」という。) では, 公園	通路機能を現通路の北側に移設すること	
の通路の幅は原則 180cm 以上とされ,また,原則と	で、利用者の安全な通行を確保した空間と	
して路面から 200cm までの空間に突出物を設けない	なるよう措置した。	
こととされている。	再発防止に向け、令和2年8月25日に所	
本工事では、マニュアルに基づき、通路を幅 200cm	内において総括監督員、主任監督員も含め	
で整備したが、その先の高さ 200cm 以下の歩行空間	た公園緑地関係職員会議を開催し、指摘内	
に松の幹や、松の幹を取り囲む玉石があるため、通	容に関する周知及びマニュアルの再確認を	
路を通行する視覚障害者等が非常に危険な状態にあ	行った。また、令和2年9月24日の各事	
った。	務所の公園緑地担当職員が出席する事務所	
設計については、事業の趣旨を理解したうえで、	連絡会議において、指摘事項の報告と、同	
図面のみに頼らず現場状況を十分確認のうえ実施す	様の事象が生じないよう神戸市におけるバ	
るとともに、工事監督にあたっては総括、主任、担当	リアフリーの取組みについて周知を行っ	
監督員で相互に補完し合いながら現場を確認し、改	た。	
善すべき点があれば適宜請負業者に指示を出すなど		
の対応を行うべきである。		
本工事においては,再度,現場状況を十分確認の		
うえ、あらゆる公園利用者の立場に立ち、利用者の		
安全な通行を確保すべく整備箇所を見直すべきであ		
る。		
(建設局東部建設事務所)		
[No.2 東部管内公園施設改修工事 (その1)]		

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 設計		
ア 建設廃棄物の運搬処分の条件明示と経費の計上		措置済
本工事は,神戸新交通六甲アイランド線の耐震補	最終の設計変更時点において、設計図書	
強工事である。	への処分地等の明示及び必要な経費の計上	
「土木工事共通仕様書」では、請負人は「建設副産	を失念したことが原因である。	
物適正処理推進要綱」(国土交通事務次官通達 平成	再発防止に向け、本指摘内容について、令	
14年5月30日) (以下「要綱」という。) を遵守して	和2年9月3日に課内係長会議を開催して	
建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ら	報告するとともに、再発防止の指導を行っ	
なければならないとされ、要綱では、「発注者は、建	た。また、担当者に対しては、各係会議等で	
設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件	各係長から周知及び指導を行い、再発防止	
を明示するとともに,分別解体等及び建設廃棄物の	を図った。	
再資源化等に必要な経費を計上しなければならな	さらに、令和2年9月10日に同様の工事	
い。」とされている。	を担当する局内各課にも指摘事項を通知	
本工事では、橋脚の補強材取付箇所等から除去す	し、再発防止に向け周知徹底を行った。	
る既存塗膜の成分分析を行った結果、鉛等有害物の	また、設計図書への記載方法等について、	
含有が確認された。施工では,除去した塗膜を建設廃	同様の工事における記載例を定め、令和2年	
棄物として最終処分場への運搬処分を適正に行って	10 月 26 日に局内各課に通知し周知を行う	
いたが、変更設計図書において、この運搬処分の条件	とともに、関係職員に対して研修を行い再	
を明示しておらず,また,費用を計上していなかっ	発防止に努めた。	
た。		
発注者は,建設廃棄物の運搬処分について,設計図		
書に廃棄物の分類や処分地等の条件を明示するとと		
もに、適正処理に必要な経費を計上するべきである。		
※建設副産物:建設工事に伴い副次的に得られた物品		
建設廃棄物:建設副産物のうち廃棄物に該当するも		
D .		
(港湾局工務課)		
[No.14 東部工区神戸新交通六甲アイランド線耐震		
補強工事(その 1)]		

建

事]

意見の概要	措置内容	措置状況
		_
アクレーンの玉掛け作業の安全確保		
(重点項目 車両,機械器具等との接触,轢かれ,挟		
まれの危険対策)		
厚生労働省の「玉掛け作業の安全に係るガイドラ	つり荷に直接手を触れた状態でクレー	措置済
イン」では、「クレーン等の作動中は直接つり荷及び	ン操作の補助を行ったことについて、こ	
玉掛け用具に触れないこと」とされている。	の玉掛け者は作業に必要な講習を受けて	
地切り時に玉掛け者が安全を確保できる状態でつ	おり、適切な玉掛け作業について認識し	
り荷の状況を確認する場合や微調整を要するつり荷	ていたものの, 安全作業の徹底意識が不	
の据付け時など, やむを得ない場合もあるが, 下記の	足していたことが原因である。	
工事において、荷降ろし時や移動時に、つり荷や玉掛	再発防止に向け, 本工事の請負人及び	
け用具に直接手を触れた状態でクレーン操作の補助	当課担当工事の請負人に対し、改めて安	
を行っていたものが見受けられた。	全管理の徹底について文書にて通知する	
発注者として,作業計画(施工計画書)が提出され	とともに、同通知をホームページに掲載	
た際には、事前に作業手順や安全性を確認し、必要な	し, 広く啓発を行った。加えて, 現場着手	
安全対策を講じて事故の未然防止に努めるよう,請	時に請負人に周知するため、現場説明資	
負人への指導と安全管理の徹底に努められたい。	料に玉掛け作業にかかる安全管理につい	
なお,平成30年度第2期(土木工事)及び令和元	ての記載を行った。	
年度第2期(設備工事)に引き続いて,抽出工事の少	また、職員に対し、課内で研修を実施	
ない今回の監査においても同様の事例が見られたこ	し、玉掛け作業のポイントをはじめ、関係	
とから、すべての監査対象部局等においては、これら	法令を的確に把握し、請負人に作業上の	
の事例について改めて周知徹底を図るとともに, 研	安全管理について十分配慮させるよう周	
修を実施するなど,再発防止に努められたい。	知徹底を図った。加えて、建築技術管理委	
※地切り:玉掛け状態等の全般的なつり荷の安定	員会を通じて、本事例及び課内研修資料	
	の情報共有を行った。	
を再確認するために、クレーンの巻上げ(荷を上げる		
運動)により、つり荷を地面、作業床又は、まくらか		
らわずかに離すこと。		
① 長田区における市営住宅の耐震改修及び外壁		
改修工事において, 耐震補強工事にかかる鉄骨部材		
の荷降ろし時に、つり荷や玉掛け用具に直接手を触		
れた状態でクレーン操作の補助を行っていたもの		
(建築住宅局住宅建設課)		
[No.9 房王寺住宅8号棟耐震改修及び外壁改修工		

その1]

意見の概要	措置内容	措置状沙
アークレーンの玉掛け作業の安全確保		措置済
(重点項目 車両,機械器具等との接触,轢かれ,挟		
まれの危険対策)		
厚生労働省の「玉掛け作業の安全に係るガイドラ	請負人が止水板の荷降ろし時や移動時の	
イン」では、「クレーン等の作動中は直接つり荷及び	玉掛作業の「玉掛け作業の安全に係るガイ	
玉掛け用具に触れないこと」とされている。	ドライン」を熟知していなかったため、「ク	
地切り時に玉掛け者が安全を確保できる状態でつ	レーン等の作動中は直接,つり荷及び玉掛	
り荷の状況を確認する場合や微調整を要するつり荷	け用具に触れないこと」を作業員に徹底で	
の据付け時など,やむを得ない場合もあるが,下記の	きていなかったことが原因である。	
工事において, 荷降ろし時や移動時に, つり荷や玉掛	再発防止のため、本意見の内容について、	
け用具に直接手を触れた状態でクレーン操作の補助	令和2年8月31日の係会議で周知徹底する	
を行っていたものが見受けられた。	とともに、工事で同様のクレーン作業を伴	
発注者として,作業計画(施工計画書)が提出され	う港湾局内においても9月3日付けで周知	
た際には、事前に作業手順や安全性を確認し、必要な	し再発防止に対する取り組みを行った。	
安全対策を講じて事故の未然防止に努めるよう,請	また、請負業者へは今回の件について8月	
負人への指導と安全管理の徹底に努められたい。	5日に指導を行った。	
なお,平成30年度第2期(土木工事)及び令和元	今後、現場説明資料にクレーン、玉掛作	
年度第2期(設備工事)に引き続いて,抽出工事の少	業の安全確保について記載し, 現場着手時	
ない今回の監査においても同様の事例が見られたこ	にも監督員が請負人にクレーン、玉掛作業	
とから, すべての監査対象部局等においては, これら	の安全確保について指示を行うとともに、	
の事例について改めて周知徹底を図るとともに,研	施工計画書等の事前確認を行うことによ	
修を実施するなど,再発防止に努められたい。	り、現場での不安全行動をなくすようにす	
※地切り: 玉掛け状態等の全般的なつり荷の安定	వ 。	
を再確認するために、クレーンの巻上げ(荷を上げる		
運動)により、つり荷を地面、作業床又は、まくらか		
らわずかに離すこと。		
542) 10 (CPIE) C C .		
② 東灘区における公共上屋への高潮対策のため		
の止水板設置工事において,スライド式止水板の荷		
降ろし、搬入時に、つり荷に直接手を触れた状態でク		
レーン操作の補助を行っていたもの		
(港湾局工務課)		
「No.16 六甲アイランド公共上屋止水板設置工事		

意見の概要	措置内容	措置状況
イ 法面保護工における施工境界部の法勾配(施工)		
本工事は、須磨区の公園における法面の災害復旧	現況地形に合わせた擦付けを要する施工	措置済
工事である。	範囲外との境界部の処理について、請負人、	
本工事では, 法面掘削工, 厚層基材吹付工 (以下「吹	監督員の双方が、適切な段階において確認	
付工」という。)等の施工範囲と、その設計勾配より	を行っていなかったことが原因である。	
急勾配な自然斜面である施工範囲外との境界部につ	再発防止のため、9月8日に所内の総括	
いて, 施工後に勾配を再検討した結果, より安全性を	監督員、主任監督員も含めた公園緑地関係	
高めるため見直すこととし、これにより法面掘削工	職員会議において、本指摘内容を周知し、適	
を追加した。その際、施工済みの吹付工のうち影響範	切な施工管理の徹底について話し合った。	
囲において,再施工を行っていた。	また、9月17日の所内会議、及び9月24	
吹付工の施工前に勾配の確認等を行っていれば,	日の各事務所の公園緑地担当職員が出席す	
吹付工の再施工は不要であった。	る事務所連絡会議においても周知を行っ	
法面対策工の施工範囲の境界部では, 勾配緩和の	た。	
ための擦付けを要することを考慮のうえ、施工の適	今後、難易度の高い工事や特殊な工事に	
切な段階において勾配を確認し、必要に応じて請負	おいては、所内会にて、所内の他の監督員に	
人と協議されたい。	意見を求める場を作る。また、施工中の現場	
(建設局西部建設事務所)	確認の同席を求めるなど、施工管理体制の	
[No.5 須磨浦公園災害復旧工事]	充実を図っていく。	